

前回委員会で提案があった検討事項について

標記の検討事項については、8月に資料をお送りしました。10月20日現在の状況や情報に更新し、委員会資料とします。（更新箇所は赤字で標記しています。）

1 組織見直し・総人件費の抑制（事務内容及び従事時間と関連して）

(1) 振興局の組織について

振興局の組織については、下記のとおり見直しを進めてきました。

年度 項目	2005	2006	2008	2010	2013	2015	2019
職員数(人)	290	234	213	108	93	89	91
業務	全般		上下水道 以外全般	①窓口 ②地域づくり ③防災			
機構	総合支所(部)				支所(課)	振興局(部)	
	4課2分室 15係	4課2分室 9係	4課1分室 7係	2課4係	3係	2課3係	

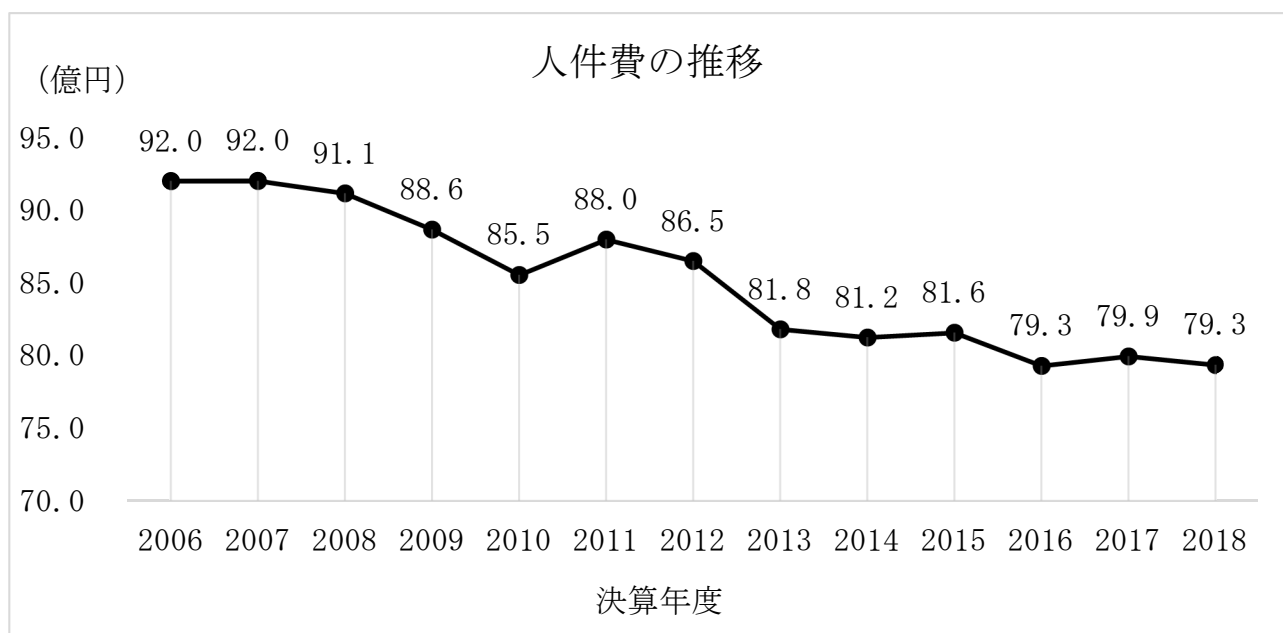
(2) 人件費の抑制（事務内容と従事時間管理の現状）

2008年度から2012年度までは、「事務事業評価」を実施していたため、全ての事務事業の内容及びその遂行にかかる人工（人数）を把握していました。現在は、「事務事業評価」を実施していないため、それらを統一的に把握していません。

就業管理は、主に電子タイムカードを用いて行っているため、職員の勤務時間については把握しています。各職員には担当する事務が決められていますが、「各職員が何を何時間しているか」などの日々の詳細な情報は把握していません。

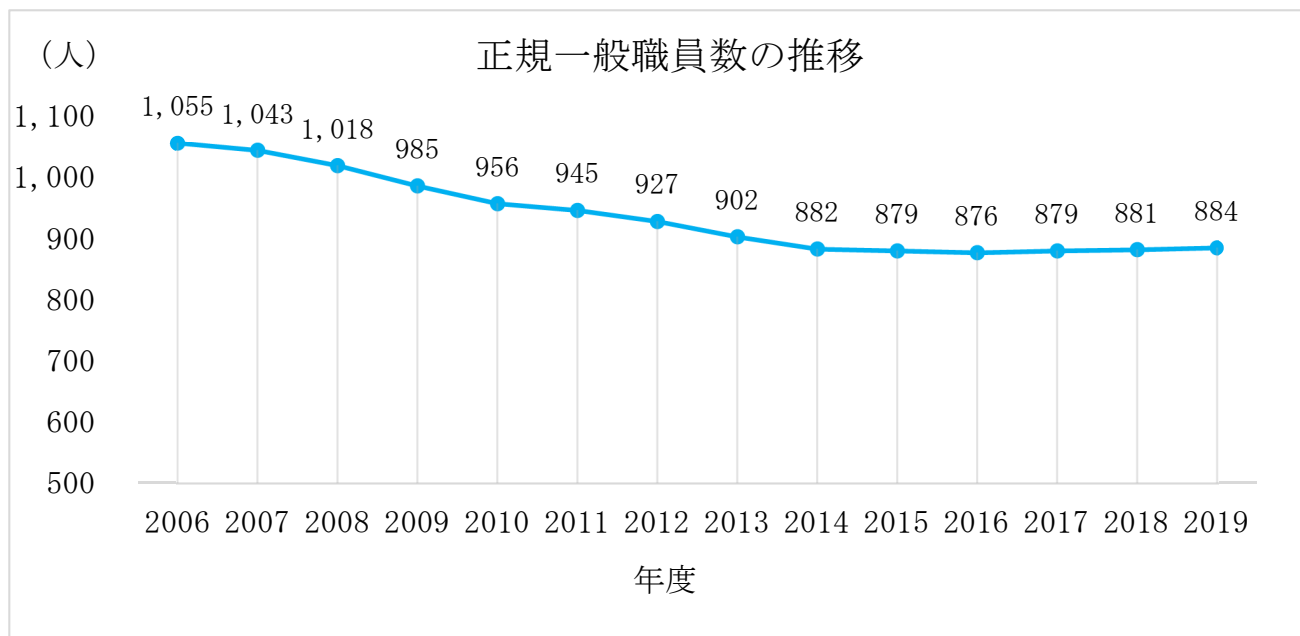
(3) 人件費総額の推移

人件費総額は、下記のとおり推移してきました。

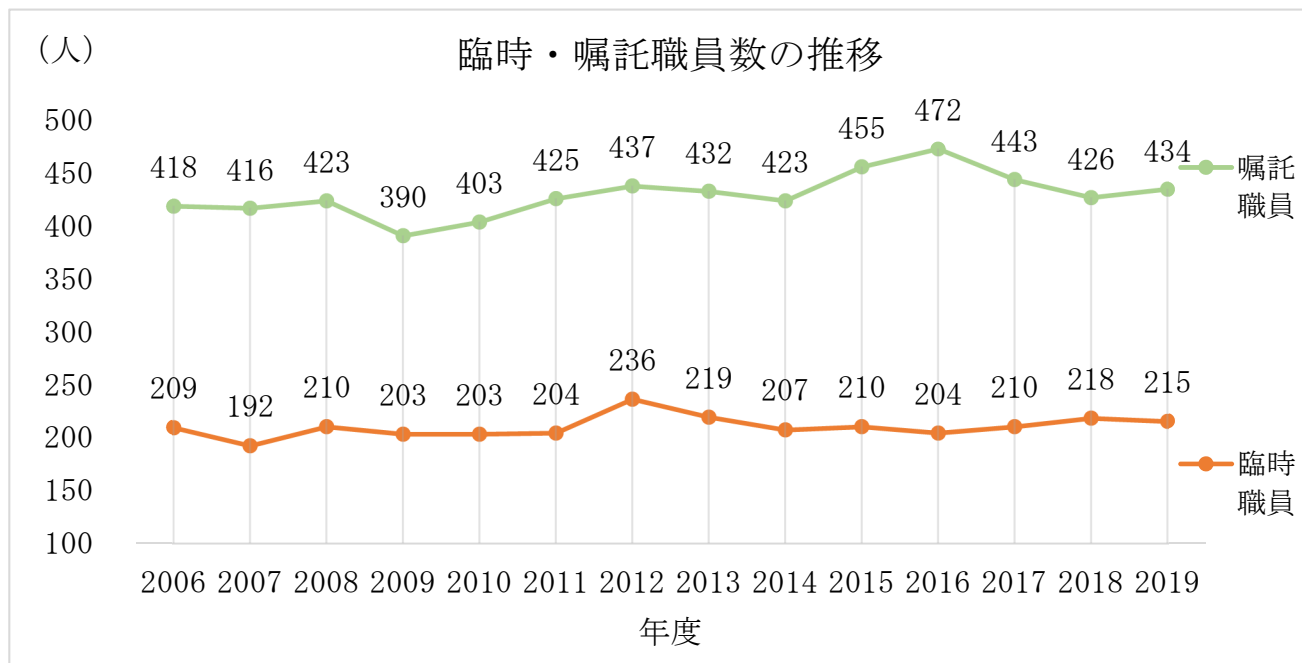


(4) 職員数の推移

正規一般職員数は、2014年度までは減少しています。2015年3月に定員管理計画（H27～H34）を策定しました。地方分権改革などによる事務の増加に対応するため、当面は、概ね2014年度時点の職員数を基準に必要な職員数を確保することとしました。



嘱託職員は微増傾向です。これは、放課後児童クラブ、コミュニティ支援員、英語保育遊び推進員などの配置によるものです。臨時職員数に大きな変化はありません。



2 予算執行の効率（年度末の駆け込み執行の有無）

執行する必要がなくなった予算については、年度末に補正（年度の途中で予算を変更する手続きのこと）しており、予算消化のための駆け込み執行は、行っていません。

＜参考＞

2019年度3月補正における需用費（消耗品購入費、修繕料、印刷代、コピー代等）に係る予算の減額補正額（不要になったので使わないようにする手続きのことです）は、約3,700万円です。

3 ICT・RPAの推進（現状、CIOの設置に関する考え方）

今年度から、情報推進課にICT等の推進を所管する部門を設けました。また、外部の専門家をアドバイザーとしてICT等の推進にかかる相談に応じてもらっています。加えて、豊岡スマートコミュニティ推進機構を設立し、トヨタ・モビリティ基金と協働してICT等推進の取組みを始めました。[\(https://www.toyooka-smart-community.org/\)](https://www.toyooka-smart-community.org/)

現在のところ、CIO（最高情報責任者）を外部から招聘する予定はありません。

4 小学校、幼稚園、保育園、放課後児童クラブ等の改編（現状、方向性）

(1) 小学校

小学校の改編の現状は、「小中学校適正規模・適正配置審議会」が市教育委員会から諮問を受け、教育的な観点から議論を行っている段階です。**9月から10月にかけて、地域別の意見交換会を開催しました。**これらの議論を踏まえ2020年度末に答申を受け、2021年度に計画を策定する予定です。これらの情報については、市ホームページに随時公開しておりますので、ご参照下さい (<https://www.city.toyooka.lg.jp/kurashi/kyoikugakko/kyoikuiinkai/1009161/1012099.html>)。

なお、上記とは別に、保護者や地域等の要望があったため、港東小学校と港西小学校、五荘小学校と奈佐小学校は統合の調整を行っています。

(2) 幼稚園等

幼稚園等の改編の現状は、2019年9月に「豊岡市子ども・子育て会議」から答申を受け、2020年3月に「豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方計画(案)」を策定しました。**9会場で市民説明会の開催を終えました。現在、9会場以外で開催希望があった地域での説明会を実施しているところです。**これら市民説明会での議論を踏まえて、今年度中に計画を策定することとしています。これらの情報については、市ホームページに随時公開しておりますので、ご参照下さい (<https://www.city.toyooka.lg.jp/kosodate/hoikujoyochien/1008465/1012488.html>)。

5 入札制度(現状、方向性)

(1) 電子入札

電子入札は、2021年度からの開始を予定しています(2021年2月から試行します)。豊岡市は、既に兵庫県が運用している電子入札システムに参加する形で電子入札を開始します。このシステムは、これまで行っていた入札の一連の手続をウェブ上で行う仕組みです。システムの詳細については、兵庫県ホームページをご参照ください(<http://www.nyusatsu.pref.hyo.go.jp/>)。

(2) 最低制限価格制度

この制度は、入札において、あらかじめ最低制限価格を設け、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上の応札した者のうち、最低価格で応札した者を落札者とする制度です。結果的に、入札参加者のなかで最も低い価格を提示した者が落札できない場合もあります。この制度は地方自治法施行令に定められているもので、品質保持とダンピング(採算を無視して不当に

安くする)発注による資本力が弱い企業の倒産等防止を目的としたものです。

豊岡市の場合、中央公共工事契約制度運用連絡議会（中央公契連）モデルと同水準の基準を設けています。最低制限価格は、予定価格の75%から92%までの範囲で設定することとなっています。

6 人事評価(現状、方針)

豊岡市は2012年から人事評価を本格実施しています。2016年に地方公務員法の改正による人事評価制度義務化に伴い、人事評価制度の目的を下記のとおり改め、現在まで実施しています。

(1) 人材育成への活用

仕事ぶりを観察・評価し、今後の能力開発のために活用する。

(2) 処遇への活用

成績を勤勉手当の成績率や昇任・昇格へ活用する。

(3) その他人事管理への活用

能力や適性を評価して、異動等の基礎資料として活用する。

これらを推進するため、毎年、職員研修を実施して、人事評価制度の効果的な運用に努めています。

7 部課長のマネジメントのあり方と評価（現状と今後の方針）

部課長の職責は、事務分掌規則の中で下記のとおり定めています。

部長	課長
市長の政策形成に関する補佐	-
部等の事務の基本計画及び執行方針の立案	課又は室(課に相当する室をいう。以下同じ。)の事務の実施計画の立案
部等相互及び所管する課の連絡調整	課又は室の事務の進行管理
部等の行財政改革及び事務改善	課又は室の行財政改革及び事務改善
所属職員の指揮監督及び能力養成	所属職員の指揮監督及び能力養成

部課長に対する評価は、人事評価制度の中に組み込まれています。課長等に対する評価は部長が、部長に対する評価は副市長が行うことになっています。人事評価の「管理力」に関する評価項目は下記のとおりです。

育 成 力	<要旨> 部下の能力や適性を把握し、効果的な能力開発を行っているか	
	温情と厳格さ	時には厳しく、時には温かく接し、部下の特性を活かしながら指導している
	部下の承認	部下の優れた点を認め評価することにより意欲を引き出している
	育成機会の提供	部下の能力に応じて、業務分担の見直しや権限委譲、研修参加等の育成機会を提供している
組 織 管 理 力	<要旨> 所管部門全体を統率・掌握し、効率的な業務配分等を行っているか	
	業務状況の把握	所管領域の事務事業の進捗状況や部下が直面している重要課題を把握している
	統率管理	部下に組織の決定事項を周知徹底させ、規律違反等に対しては厳しく注意・指導している
	柔軟な業務配分	施策や事業の優先度、業務量、状況変化等に応じて柔軟に事務分担、業務配分を行っている
リ ー ダ ー シ ッ プ	<要旨> 効果的な影響力を発揮し、部下の意識をまとめ行動させているか	
	重要方針の徹底	部門の使命、中長期の方針等を明確に示して、進むべき方向を明らかにしている
	明確な指示と率先	重要な課題や局面においては、周囲に的確な指示・命令を行い、率先して対処している
	職場環境づくり	部下の事務分担等を明確にし、部下同士が連携して行動できる職場環境を作っている

8 企業版ふるさと納税の推進（状況）

企業版ふるさと納税は、豊岡市が行う地方創生の取組みに対する企業の寄附について、法人関係税を税額控除する国の制度です。最大、寄付額の9割の法人関係税が軽減されます。詳細は、企業版ふるさと納税サイトをご覧ください（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyofurusato.html>）。

今年度は、豊岡演劇祭2020に対する寄付を特にPRし、**現時点で4件240万円のご寄付をいただきました。**

9 「時間のマネジメント」以外の進捗管理

今年度、各課は「時間のマネジメント」を優先して推進します。そのため、「時間のマネジメント」と直接的な関係がない取組み（歳入等の取組み）については、個別に推進状況を確認し、必要に応じて推進方策を検討します。行財政改革委員会でご意見を頂くことも検討しています。

10 時間のマネジメントで「しない」とする事業と委員会の役割

「しない」「見直す」「助け合う」の決定に関しては、①行財政改革委員会でご意見を頂くもの②行財政改革推進本部会議等で決定するもの③所管課の判断で決定するもの、などに分けて進めていきます。